

飼い犬・猫の避妊・去勢手術の補助金

人と犬や猫との共生社会を実現させるため、犬猫の避妊及び去勢手術を行った飼い主の方に補助金を交付しています。

■対象者 市内に住所を有し、市税を完納している方

■対象となる動物 対象者が飼育する犬か猫

※毎年度、1世帯当たり犬1頭及び猫1匹まで。

※犬は、補助対象年度に狂犬病予防法に規定する登録及び狂犬病予防注射を受けている必要があります。

■補助額

避妊手術

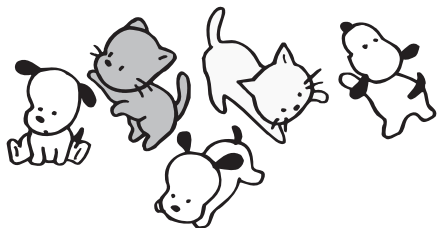
犬 5,000円

猫 4,000円

去勢手術

犬 4,000円

猫 3,000円



生ごみ処理機器等の設置への補助金

ごみ減量化対策として、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進するため、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機を設置された方に補助金を交付しています。

申請をご検討の方は、事前にご相談ください。

■対象者 市内に住所を有し、市税を完納している方（過去5年の間に本補助金を受けた方を除く）

■対象となる処理機器

- ・市が認める家庭用生ごみ処理機器1台
- ・コンポスト容器2基（他の処理機器とは別に数えます）

■補助額 購入費の2分の1以内

※機械式生ごみ処理機は上限3万円、コンポスト容器は1基につき上限4,000円です。

市営墓地のお供え物は必ずお持ち帰りください

お墓参りのシーズン、墓前に供えた物を放置すると、お供え物をカラス等が荒らし、周囲に撒き散らしてしまいます。

また、市営墓地の一角に、お供え物や供花などを捨てていくことは絶対にお止めください。不法投棄の温床となり、近隣に住んでいる方にもご迷惑をかけてしまうことになります。

お墓へのお供え物や供花などは、必ず持ち帰って処分してください。

市営墓地の周囲に住んでいる方や他の利用者の方、そして墓地で眠るご先祖様のためにも、ご協力をお願いします。



事業所ごみはごみステーションに出せません

家庭から出るごみ以外は、すべて事業所ごみです。飲食店や店舗、事務所などから出るごみは事業系一般廃棄物にあたり、一般家庭用のごみステーションに出すことはできません。

これらのごみは、事業者自らの責任において、適正に処理していただく必要があります。事業者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

事業所ごみの処理方法

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

それぞれ事業者が許可業者と契約し、排出する方法です。排出日・時間、排出場所、排出方法などは、許可業者と相談のうえ取り決めてください。

収集許可業者の紹介を希望される際は、環境課までご相談ください。

自ら処理施設に搬入する

事業者が自ら、市の処理施設等に運んで処理する方法です。市のルールにのっとった適正な分別にご協力ください。

引っ越しなどに伴う大量ごみの出し方

ごみステーションは、多くの方が利用します。引っ越しなどに伴う大量のごみは一度に出さず、次のいずれかの方法で処理してください。

- ・きちんと分別し、数日に分けてごみステーションに出す
- ・ご自身でごみ処理施設に直接持ち込む
- ・市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ処分を依頼（有料）※処分費用等は各事業者にご確認ください。

ごみステーション出す前によく確認を

ごみステーションから回収されたごみは、その日のうちに処理施設に搬入され、処分されます。一度ごみステーションに出されたものは取り戻すことができませんので、ごみを出す前に、必要なものが混ざっていないかよくご確認ください。

